

「希望を持って生きられる『この国のあり方』について」
～ 全国知事会「この国のあり方に関する研究会」報告書の概要 ～

第1章 時代の峠で「この国」に漂う不安感、閉塞感

- この国には経済面、社会面、環境面及び政治面のいずれにおいても不安感、閉塞感が漂い、時代の大きな転換期にあり、正に時代の「峠」に直面しているが、「峠」の向こうに新しい時代を見通せない状況にある。
- こうした「峠」にあつて、個々の制度や枠組みといった「この国のかたち」を議論し、改革、実行していくことも必要であるが、今、この国に求められているのは、個々の制度や枠組みを俯瞰した新しい「この国のあり方」についての議論である。

- 1 経済面から見た不安感、閉塞感 p 1
- 2 社会面から見た不安感、閉塞感 p 3
- 3 環境面から見た不安感、閉塞感 p 4
- 4 政治面から見た不安感、閉塞感 p 5
- 5 峠の向こうの「この国のあり方」 p 5

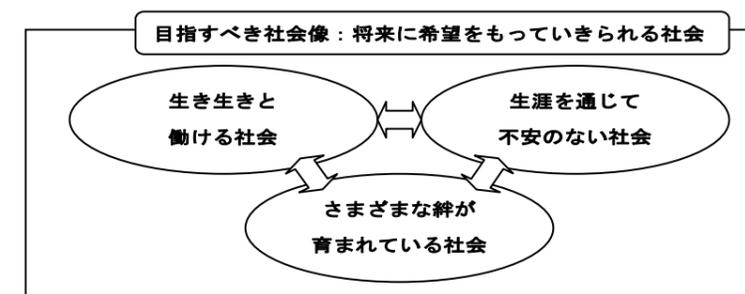
第2章 「この国」の福祉政策と雇用政策

- 福祉政策と雇用政策の両面において諸外国と比較検討すると、政府の大きさと経済成長が結びついていないこと、格差や貧困をなくすためには現金給付よりも現物給付の充実が必要なこと、現物給付を担うのは中央政府よりも地方政府がふさわしいことを指摘した。
- 「この国」の福祉制度と雇用制度は、世界に例のない独自の道筋を歩んできたが、現在ではこれらの制度が崩壊しつつあり、新しい「日本型モデル」の構築が求められていることを提示した。

- 1 福祉国家の3つの類型 p 7
- 2 政府の大きさと経済的なパフォーマンス p 8
- 3 国際比較による「この国」の生活保障 p 9
- 4 国際比較による「この国」の雇用保障 p 11
- 5 国際比較による「この国」の生活保障と雇用保障の組合せ p 12
- 6 「この国」の雇用レジームと福祉レジームの崩壊と再生 p 12

第3章 希望を持って生きられる「この国」のあり方

- 1 「将来に希望を持って生きられる社会」を目指して p 15
 - 峠の向こうの「この国のあり方」として「将来に希望を持って生きられる社会」を提案した。
 - 具体的には、すべての人々が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動できなくなった場合でも、一定の生活が保障され、繰り返し、活動できるような社会を実現するとともに、家族や地域などさまざまな絆が育まれ、あらゆる場面で助け合いや支え合い、分かち合いができる社会とした。
 - こうした基本的な考えのもとで、「将来に希望を持って生きられる社会」を実現するための具体的な社会像として「生き生きと働ける社会」「生涯を通じて不安のない社会」「さまざまな絆が育まれている社会」を提案した。



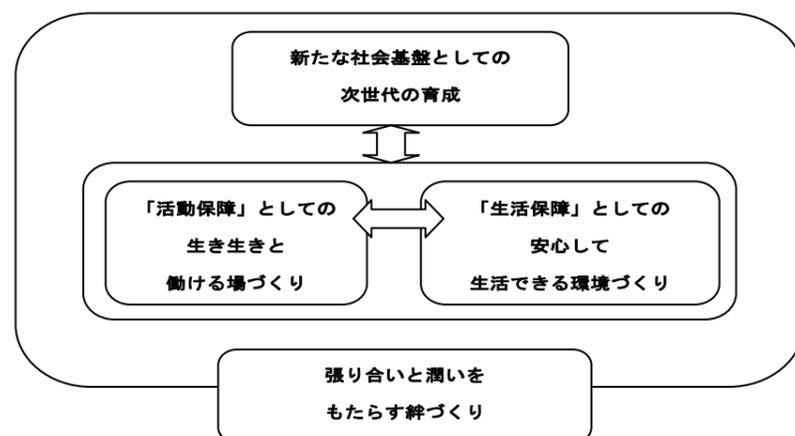
- 2 生き生きと働ける社会 p 16
 - (産業が元気で雇用が充実した社会)
 - (能力の発揮と多様な職業選択が可能な社会)
 - (再挑戦ができる社会)
- 3 生涯を通じて不安のない社会 p 17
 - (自立への道が開かれた社会) (安心して子どもを産み育てられる社会)
 - (学びと教育に安心できる社会) (医療と健康に安心できる社会)
 - (老後に安心できる社会)
- 4 さまざまな絆が育まれている社会 p 18
 - (家族や地域の絆が再生されている社会)
 - (自然との絆、自然を介した人との絆が再生されている社会)
 - (個性豊かな地域アイデンティティが継承・創造されている社会)
 - (多様な主体が参画・連携している社会)
 - (多様な交流による新たな価値の創造)

「希望を持って生きられる『この国のあり方』について」
 ～ 全国知事会「この国のあり方に関する研究会」報告書の概要 ～

第4章 「この国」を実現する政策の方向

希望を持って生きられる社会を実現する政策の方向 p 21

- 「将来に希望を持って生きられる社会」を実現する上では、「人」という宝を何よりも大切にしていける必要がある。
- 「人」という宝を未来に向けて磨き、高めていくためには、さまざまな絆を紡ぎ合って張り合いと潤いを得る中で、子どもが健やかに成長し、適切な教育のもとで若者となって実社会に出て、生き生きと活動し、安心した生活を営み、そして、「次」の次世代を育成するという連鎖を途切らすことのないような政策をパッケージとして作り上げることが必要である。
- こうしたことを踏まえ、将来に希望を持って生きられる社会を実現するために「政策の方向」として次の4つを提唱した



「希望を持って生きられる社会」を実現する「政策の方向」の4つの柱

柱1

新たな社会基盤としての次世代の育成 p 22

- 「人（次世代の育成）」という資源を「新たな社会基盤」として位置づけ、次世代の育成は、「コスト」ではなく「未来への投資」と捉えられるべきものである。
- 子育てを社会全体で支え、子育てと就労の調和による子育てを支援する政策、現金給付と現物給付などによる総合的な政策が不可欠である。
- 子どもには、個の能力に応じたきめ細かな教育サービスの提供が必要である。

柱2

「活動保障」としての生き生きと働ける場づくり p 23

- 人が生き生きと活動できる機会の確保を「活動保障」と位置づけ、新しい時代にふさわしい産業政策や、生き生きと働けるための条件づくりとなる現物給付のあり方などを提案した。
- 工業社会から知識社会に転換しつつある中で、国際競争力のある産業、地域や生活に密着した産業を育成・展開する視点として次の4つの視点を提示した。
 - ・知識産業の視点
 - ・教育や健康を充足させる視点
 - ・自然の営み（環境）を再生・改善・活用する視点
 - ・国境を越えた視点
- 生き生きと働ける条件づくりとして、働く意欲がありながら、何らかの事由により働くことから遠ざかっている人々のために、職業訓練などの積極的労働市場政策の展開、保育サービス等の充実による労働市場等への参加保障などが必要である。
- 公共事業については、地域の競争条件の向上に資する面があることに配慮しつつ、真にその地域に必要なもの、国際戦略上不可欠なもの、次世代の育成という未来の投資等を優先するとともに、新たな視点として、施設等の長寿命化などのストックを重視した視点や自然を再生・改善する視点についても取り組んでいく必要がある。

柱3

「生活保障」としての安心して生活できる環境づくり p 25

- 人が安心して生活できる環境の確保を「生活保障」として位置づけ、働く意欲がありながら労働市場から離れている場合、疾病や老年等で労働市場から離れた場合などに必要な政策を現物給付を中心として提案するとともに、持続可能な循環型社会を次世代に継承することの必要性を提唱した。
- 「生活保障」として、次のキーワードで政策の方向を検討した。
 - （自立～働く意欲がありながら労働市場から離れている場合～）
 - （健康・医療～疾病等で労働市場から離れた場合～）
 - （老後～定年等で労働市場から離れた場合～）
 - （環境～持続可能な循環型社会を次世代に継承～）

柱4

張り合いや潤いをもたらす絆づくり p 26

- 「新たな社会基盤としての人（次世代育成）」、「活動保障」、「生活保障」の基礎的な支えとして「張り合いや潤いをもたらす絆づくり」を提唱し、「家族や地域の絆の再生」、「多様な主体の参画と連携」、「多様な交流による新たな価値の創造」を提案した。

「希望を持って生きられる『この国のあり方』について」
～ 全国知事会「この国のあり方に関する研究会」報告書の概要 ～

第5章 「この国」を実現する政府のあり方

1 公共サービスから見た政府のあり方 p28

「政府のあり方」を公共サービスの提供等から見ると、「新たな社会基盤としての次世代の育成」や人々の「活動保障」と「生活保障」を支えるためには、地方政府による現物給付、中央政府による現金給付及び社会保険による現金給付がセットになった高い水準の公共サービスの提供が不可欠となる。

(現金給付と現物給付)・・・公共サービスの提供手法

- 公共サービスでは、教育、職業訓練、福祉・医療・養老サービス等の現物給付が重要となる。現物給付はそれぞれの地域で個別のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供する必要があるため、地方政府の役割となる。地方政府がこの役割を果たす上では、地方政府への権限移譲や財源移譲が不可欠になり、地方分権の更なる推進、地域主権社会の実現が求められる。

(給付水準とナショナル・ミニマム)・・・公共サービスの提供水準

- 公共サービスにおけるナショナル・ミニマムの意義を明確にし、中央政府の責任において保障される必要がある。地方政府には財政力に格差があるため、地方政府の現物給付については、財政調整制度を通じて現物給付のミニマム保障をする必要がある。

(普遍主義と選別主義)・・・公共サービスの給付対象

- 貧困や格差を少なくするという観点から、教育、職業訓練、福祉・医療・養老サービス等の現物給付は、所得の高低に関わらず、一定の条件を満たした場合には、社会の構成員に同様のサービスを提供することが求められており、普遍主義が望ましい。

(産業政策の展開)

- 産業政策は地域政策でもあることから、それぞれの地域で培われた技術や企業の集積など地域資源を生かしながら、国際競争力のある産業を地方発で戦略的に育成、強化するとともに、地域に根ざしたシーズやニーズを活用しながら、地域や生活に密着した産業の育成を戦略的に展開することが必要である。

(インフラの整備)

- 「次世代の育成」は新たな社会基盤として明確に位置づけられる必要がある
- 従来型のインフラ整備については、中央政府は国際戦略上不可欠のもの、国土の根幹的なネットワークの形成に不可欠のものを整備し、地方政府では真にその地域に必要なインフラについて優先して整備していく。
- ストックを重視した視点、自然を再生・改善する視点は地方政府が担うことを前提とする。

2 財政から見た政府のあり方 p31

(国民負担のあり方)

- 次世代の育成、積極的労働市場政策やセーフティネットの張替えなどに多くの経費が必要となる。「高福祉高負担」「中福祉中負担」で言う「福祉」を「公共サービス」という言葉に変えて、高水準の「公共サービス」が提供されることが不可欠である
- そのため、増税は避けて通れないが、公共サービスと負担をセットにした税制の抜本的な見直しを早急に行い、新しい時代にふさわしい税制の確立が必要である。

(税制の改革)

- 税制の抜本的な見直しに当たっては、所得課税、消費課税、資産課税のあり方を総合的に検討しなければならない。
- 産業の空洞化等に配慮して法人税率のあり方を検討する必要がある。
- 低所得者層への配慮を前提に、増税は消費税で対応することが最も適している。

(中央政府と地方政府の役割分担に応じた税源配分)

- 中央政府と地方政府の役割分担に応じた税源配分に見直す必要がある。特に、地方政府が担う現物給付は、景気の動向等に左右されず、地域間で大きな格差が生じないように、安定的で偏在性の少ない税源が確保されなければならない。
- 地域ニーズにきめ細かな対応をするために地方政府の課税自主権の拡大が重要である。

(財政調整制度、財源保障制度の確立)

- 現行の地方交付税は、地方政府間の公平性を確保するための財政調整の制度であって、政策誘導的に交付されるものではなく、本来の財政調整制度の原点に立ち返る必要がある。
- 地方共有税構想を早期に実現すべきである。

(財政赤字)

- しっかりとした経済成長戦略のもとでわが国の産業構造を転換して、安定的な税収が確保できる道筋を付けて、財政赤字を解消していく必要がある。

3 信頼性から見た政府のあり方 p34

改革を行う際には、何よりも政府に対する高い信頼が寄せられていることが不可欠であり、税などの負担と見返りが実感されることが重要となる。